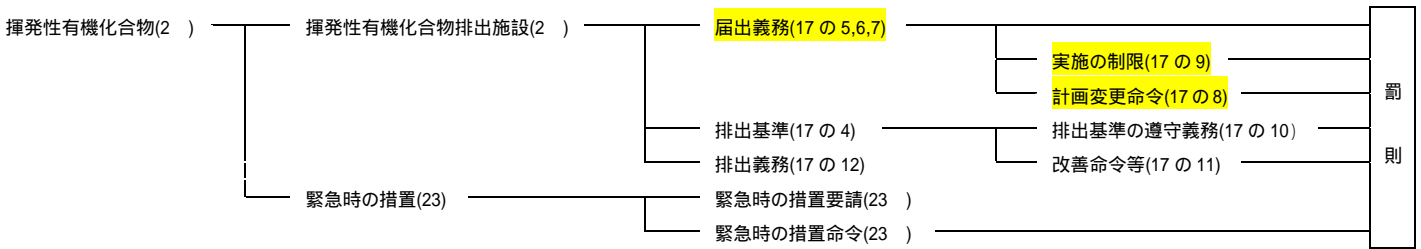


大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物（VOC）の規制概要

法の体系図



注) () 内の数字は、大気汚染防止法の条項。例えば2④は、第2条第4項を示します。

◆揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（除外物質を除く。）

〔除外物質（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成原因にならない物質）
メタン、HCFC-22、HCFC-124、HCFC-141b、HCFC-142b、HCFC-225ca、HCFC-225cb 及び HFC-43-10mee〕

揮発性有機化合物排出施設と排出基準

項	揮発性有機化合物排出施設の種類	規模（～以上）	排出基準
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設 ^{注2)}	送風機の送風能力 ^{注3)} 3,000m ³ /h	600ppmC
2	塗装施設 (吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力 100,000m ³ /h	自動車 ^{注4)} の製造の用に供するもの 既設700ppmC 新設400ppmC その他の塗装施設 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設 ^{注2)} (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力 ^{注3)} 10,000m ³ /h	木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの 1,000ppmC その他の乾燥施設 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設 ^{注2)}	送風機の送風能力 ^{注3)} 5,000m ³ /h	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設 ^{注2)} (前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力 ^{注3)} 15,000m ³ /h	1,400ppmC
6	印刷の用に供する乾燥施設 ^{注2)} (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力 ^{注3)} 7,000m ³ /h	400ppmC
7	印刷の用に供する乾燥施設 ^{注2)} (グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力 ^{注3)} 27,000m ³ /h	700ppmC
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 5m ²	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量 1,000kℓ	60,000ppmC 〔既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kℓ以上のものについて排出基準を適用〕

注1) 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率である。

注2) 揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。

注3) 送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。

注4) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。

揮発性有機化合物排出施設に係るVOC測定

・測定頻度

年2回（継続して休止する期間が6月以上のものに係る揮発性有機化合物の測定は年1回以上。）

・測定方法：平成17年6月10日付け環境省告示第61号による測定方法

揮発性有機化合物の濃度から、除外物質の濃度を差引く方法。

ただし、次の場合は、除外物質を差し引く必要はない。

- ①揮発性有機化合物排出施設において除外物質を使用し、又は発生させていない場合
- ②揮発性有機化合物の濃度が排出基準値を超過しない場合

・記録は3年間保存

◆届出

届出種類	揮発性有機化合物排出施設			
	根拠	提出期限	届出の内容	添付書類
設置届	法17条の5 1	設置の60日前までに★	1 氏名、名称、住所、法人にあつては代表者氏名	1 緊急時の連絡先
使用届	法17条の6 1	該当となった日から30日以内	2 工場、事業場の名称、所在地	2 工場、事業場の位置図及び場内配置図
構造使用方法処理方法の変更	法17条の7 1	変更の60日前までに★	3 揮発性有機化合物排出施設の種類	3 揮発性有機化合物排出施設の構造図（含、排出ガス測定箇所位置等）
氏名等の変更届 廃止届	法17条の13 2	変更、廃止後30日以内	4 揮発性有機化合物排出施設の構造	4 揮発性有機化合物処理施設構造図
承継届	法17条の13 2	承継後30日以内	5 揮発性有機化合物排出施設の使用方法	5 工場の操業系統図（事業場は不要）
			6 揮発性有機化合物の処理方法	6 その他（届出書記載要領参照）

★知事は届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、実施制限期間を短縮することができます。（17条の13 1項）

届出書提出先一覧

（平成22年4月1日現在）

対象地域	届出先	所在地・連絡先（TEL）	
広島市	広島市 環境局エネルギー・温暖化対策部 環境保全課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34	082-504-2187
呉市	呉市 環境部 環境管理課	〒737-0023 呉市青山町5-3	0823-25-3551
竹原市	竹原市 民生部 市民生活課	〒725-8666 竹原市中央五丁目1-35	0846-22-7734
三原市	三原市 生活環境部 環境政策課	〒723-8601 三原市港町三丁目5-1	0848-67-6168
尾道市	尾道市 市民生活部 環境政策課	〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1	0848-25-7132
福山市	福山市 経済環境局 環境部 環境保全課	〒720-8501 福山市東桜町3-5	084-928-1072
府中市	府中市 市民生活部 環境整備課	〒726-0002 府中市鶴飼町74-2	0847-43-9222
三次市	三次市 市民生活部 環境政策課	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8-1	0824-62-6136
庄原市	庄原市 環境衛生課	〒727-0003 庄原市是松町20-25	0824-72-1398
大竹市	大竹市 都市環境部 環境整備課	〒739-0601 大竹市東栄3-4	0827-52-5224
東広島市	東広島市 生活環境部 環境対策課	〒739-8601 東広島市西条栄町8-29	082-420-0928
廿日市市	廿日市市 環境産業部 環境政策課	〒738-8501 廿日市市下平良1-11-1	0829-30-9132
安芸高田市	安芸高田市 市民生活部 市民課	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791	0826-42-5616
江田島市	江田島市 市民生活部 環境課	〒737-2392 江田島市能美町中町4859-9	0823-40-2768
府中町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町10-52	082-228-2111
海田町			
熊野町			
坂町			

対象地域	届出先	所在地・連絡先 (TEL)	
安芸太田町	安芸太田町 住民生活課	〒731-3810 山県郡安芸太田町大字戸河内784-1	0826-28-2116
北広島町	北広島町 町民課	〒731-1595 山県郡北広島町有田1234	0826-72-0854
大崎上島町	大崎上島町 保健衛生課	〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0303
世羅町	世羅町 環境整備課	〒722-1192 世羅郡世羅町大字西上原123-1	0847-22-4513
神石高原町	神石高原町 環境衛生課	〒720-1522 神石郡神石高原町小島2025	0847-89-3336

※ 事務・権限移譲については県のホームページ等で最新情報を参照してください。